

平成28年10月13日

衆議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣
参議院議長 総務大臣 環境大臣 あて

静岡県議会議長 鈴木 洋佑

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

野生鳥獣による農作物の被害額は、近年、200億円前後で推移し、本県の平成27年度における農林産物の被害額は約4億9千万円に上っている。農林水産省によれば、被害全体の7割がシカ、イノシシ、サルによるものとしており、本県では、特にニホンジカによる食害により、ササや森林の下草の衰退が急速に拡大、自然生態系への影響は深刻の度を増している。

鳥獣被害の増加は、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加等をもたらし、数字にあらわれる以上に農村地域に深刻な影響を及ぼしているといわれており、その要因としては、温暖化による生息域の拡大、高齢化等に伴う狩猟者の減少、過疎化等に伴う住民の減少等が挙げられている。

こうした中、国は、平成25年12月に抜本的な鳥獣捕獲強化対策を策定し、シカ・イノシシの生息頭数を10年後までに半減させるという目標を掲げ、関連法の見直しによる新たな制度の導入や規制緩和等を図ってきた。

静岡県でも補助事業や交付金を活用して個体数の削減に取り組み、ニホンジカは年間1万5千頭以上捕獲しているものの生息数の減少に至っておらず、一方、狩猟者は高齢化が進み、今以上の捕獲数の確保が難しい状況である。

よって国においては、鳥獣被害防止対策のさらなる充実を図るため、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 狩猟者の確保・育成に向けた対策の強化及び支援の拡充を図ること。
- 2 地方自治体が行う鳥獣捕獲等被害防止対策への財政支援を充実させ、特に、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。